

木更津市地域防災計画

第4編 放射性物質事故編

《目 次》

第1章 基本方針	放-1
第2章 放射性物質事故の想定	放-2
第3章 放射性物質事故予防対策	放-4
第4章 放射性物質事故応急対策	放-6
第5章 放射性物質事故復旧対策	放-10

実施担当一覧

[illegible]

第1章 基本方針

本市には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所が所在する。

また、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項となっており、本市及び県は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、県内では水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及び、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。さらに、県内でも柏市などで局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、木更津市地域防災計画に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途千葉県が定めた「放射性物質事故対応マニュアル」によるものとする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

- ※ 核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
- ※ 核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- ※ 放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- ※ 原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ※ 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
- ※ 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

第2章 放射性物質事故の想定

1 放射性同位元素等使用事業所における事故の想定

市内に所在する放射性同位元素等使用事業所（市内は次の施設。文部科学省「放射線障害防止法の対象事業所一覧」平成30年3月31日現在より）は、医療機関及び試験研究機関等であることから、これらの事業所において臨界事故のように大量の放射線が放出される事故の可能性は低いと考えられる。このため、地震、津波、火災等の自然災害等に起因する事故を想定する。

■ 放射線防止法対象事業所一覧

事業所名	所在地	区分			分類
		密	非	発	
国保直営総合病院 君津中央病院	桜井 1010	○		○	医
株式会社 上総環境調査センター	潮見 4-16-2	○			民
株式会社SUBARU 航空宇宙カンパニー 木更津事業所	吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地内	○			民
陸上自衛隊 第1ヘリコプター団	吾妻地先	○			他
海上自衛隊 航空補給処	江川無番地	○			他
日鉄住金環境株式会社 分析ソリューション事業本部 木更津テクノセンター	畑沢 1-1-51	○			民
株式会社 ユーベック	久津間字 1-822-1、822-2	○			民
株式会社 エノモト防災工業	長須賀 627-2	○			民
陸上自衛隊 東部方面航空隊 第4対戦車ヘリコプター隊	吾妻地先	○			他
有限会社 共栄防災	ほたる野 1-28-5	○			民
陸上自衛隊 中央即応集団 第1ヘリコプター団	吾妻地先	○			他
陸上自衛隊 中央即応集団 第1ヘリコプター団 第1輸送ヘリコプター群	吾妻地先	○			他
陸上自衛隊 中央即応集団 第1ヘリコプター団 第1ヘリコプター野整備隊	吾妻地先	○			他
福原防災株式会社	真舟 4-20-2	○			民
株式会社KS PLUS	中里 1-9-13	○			民
株式会社吉田組 木更津工事事務所	朝日 1-8-28JKビルディング F-2号	○			民

（注1）「区分」欄において、「密」は密封された放射性同位元素、「非」は密封されていない放射性同位元素、「発」は放射線発生装置を示す。

（注2）「分類」欄において、「医」は医療法に基づく医療機関、「民」は民間の工場・作業所、「他」は医療機関、教育・研究機関及び民間の工場・作業所以外の機関を意味する。

2 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

3 他県事故に伴う本市への影響想定

原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、神奈川県及び茨城県に所在している。他県での放射性物質事故としては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

したがって、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所の事故については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

4 原子力艦の事故の想定

原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料種類や量等が不明確であることから、国、県等の関係機関からの事故情報等の収集体制及び住民への広報体制等について検討する。

第3章 放射性物質事故予防対策

1 放射性同位元素等使用事業所の把握

消防本部及び危機管理課は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性同位元素等使用事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

放射性同位元素等使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ国、県、市、警察及び消防などの関係機関に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

3 通信手段の確保

危機管理課は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。また、電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

4 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

危機管理課は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

危機管理課は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、専門家の助言が得られるよう、県、国その他の関係機関との連携に努めるものとする。

(3) 広域応援体制の整備

危機管理課は、放射性物質事故が発生した場合、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、周辺市町村や県との広域応援体制を整備、充実するものとする。

(4) 防護資機材等の整備

市（消防本部）は、放射性物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等、及び放射性物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

5 環境放射線モニタリング体制の整備

(1) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

環境政策課は平常時の空間放射線量率のデータを国、県と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。

6 緊急時被ばく医療体制の整備

(1) 被ばく治療可能施設の事前把握

健康推進課は、あらかじめ市内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障がいの専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて市外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図るとともに、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の

整備に努めるものとする。

(2) 被ばく傷病者搬送体制の整備

健康推進課は、放射性物質事故が発生し、被ばく傷病者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。

7 退避誘導体制の整備

危機管理課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

8 広報相談活動体制の整備

危機管理課は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに、市民等からの問い合わせに係る窓口の設置や報道機関を通じ、迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

9 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

危機管理課は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

(2) 市民に対する知識の普及

危機管理課は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

(3) 訓練の実施

危機管理課及び消防本部は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

10 市内放射性同位元素等使用事業所における事故予防対策

放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性物質の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

第4章 放射性物質事故応急対策

1 情報の収集・連絡

(1) 市内の放射性同位元素等使用事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、市、消防本部、県、警察、及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲、程度等
- カ その他必要と認める事項

(2) 市内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、市内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

(3) 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、危機管理課は、国や県、並びに事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うものとする。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

2 事業者による応急対策活動の実施

(1) 放射性同位元素等使用事業所における事故への応急対策活動

放射性同位元素等使用事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(2) 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要の要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

3 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施

市は、国や県の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握

するものとする。

【緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施項目】

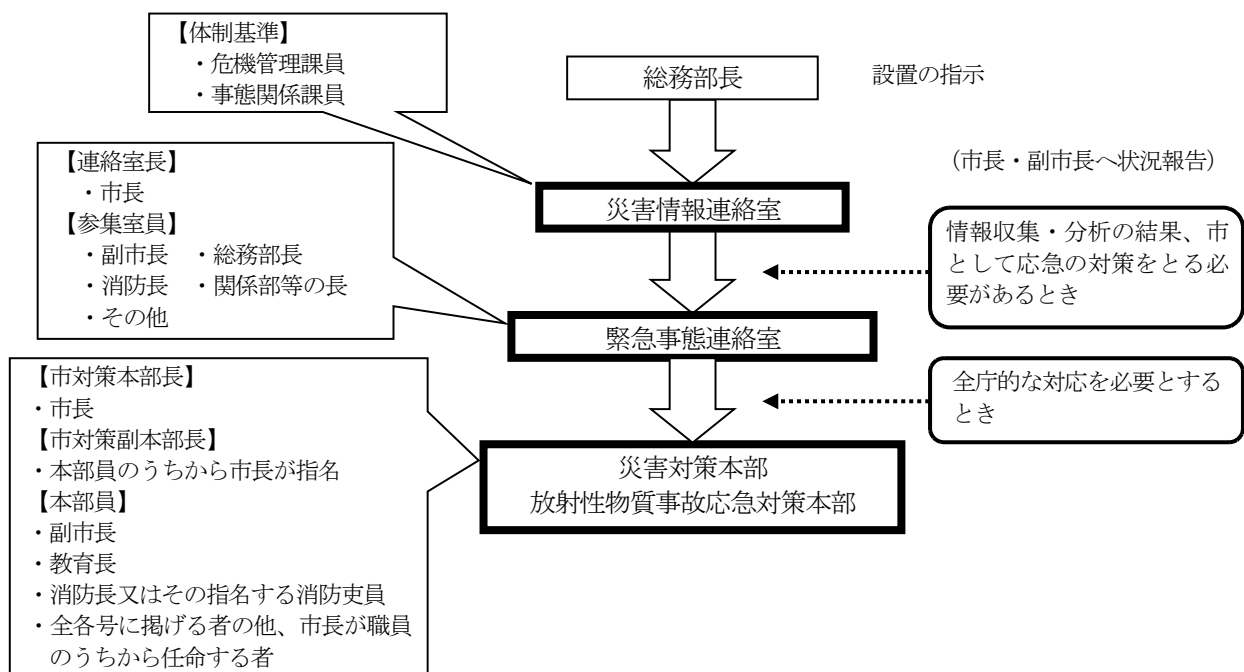
- (1) 大気汚染調査
- (2) 水質調査
- (3) 土壌調査
- (4) 農林水産物への影響調査
- (5) 食物の流通状況調査
- (6) 工業製品調査
- (7) 廃棄物調査

また、市は、状況に応じて公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥及び廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で公表する。

4 応急活動体制

危機管理課は、放射性物質取扱事業者等から事故発生の通報を受けたときは、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。

■放射性物質事故発生時の応急活動体制



5 避難等の防護対策

県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 OIL (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

市長は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

6 広報相談活動

シティプロモーション班は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る窓口を設置

第4編 放射性物質事故編

第4章 放射性物質事故応急対策

し、広報相談活動を行うものとする。

(1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、きさらづ安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等により行うものとする。

(2) 住民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設するものとする。

7 飲料水及び飲食物の摂取制限等

農林水産班及びかずさ水道広域連合企業団は県と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

また、制限の解除に当たっては、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

8 消防活動

市内の放射性同位元素等使用事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

9 広域避難者の受入れ

市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請、又は受入れに係る手続は県が実施するが、その概要は以下のとおりである。

(1) 広域避難の要請

市長は、県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。

受入れが決定された場合は避難先の市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入れ方法等を調整する。

避難後は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対して広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

その他所在が確認できる広域避難者については、受入先の都道府県及び市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように努める。

(2) 広域避難の受入れ

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

住宅班は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

10 健康管理

健康推進班は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

11 風評被害対策

シティプロモーション班は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

第5章 放射性物質事故復旧対策

1 汚染された土壌等の除染等の措置

施設管理者は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

2 各種制限措置等の解除

農林水産班及びかずさ水道広域連合企業団は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

3 被災住民の健康管理

健康推進班は、被災者の状況を把握するとともに、君津健康福祉センター等と協力し、健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

4 風評被害対策

本部班、環境衛生班、農林水産班、産業振興班及び各施設管理者等は、国及び県と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

5 廃棄物等の適正な処理

廃棄物対策班は、国や県と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。